

【表紙】

【提出書類】 意見表明報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年1月30日

【報告者の名称】 北陸電気工事株式会社

【報告者の所在地】 富山県富山市小中269番

【最寄りの連絡場所】 富山県富山市小中269番

【電話番号】 076-481-6092

【事務連絡者氏名】 管理部 経理課長 出村 昌規

【縦覧に供する場所】 北陸電気工事株式会社
(富山県富山市小中269番)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「当社」とは、北陸電気工事株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「公開買付者」とは、北陸電力株式会社をいいます。

(注3) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注4) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。また、本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注5) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

1 【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 北陸電力株式会社

所在地 富山県富山市牛島町15番1号

2 【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成27年1月29日開催の当社取締役会において、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、公開買付者による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に賛同する旨を決議するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、当社の株主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記「(4) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における利害関係を有しない取締役全員の同意及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要について以下の説明を受けております。

公開買付者は、本書提出日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場している当社の普通株式7,086,853株（注1）（所有割合（注2）30.36%）を所有し、当社を持分法適用関連会社としておりますが、この度、平成27年1月29日開催の取締役会において、公開買付者による当社の連結子会社化を目的として、本公開買付けを実施することを決議したとのことです。

（注1）公開買付者が所有する直接所有分7,076,853株及び公開買付者の100%子会社である北電産業株式会社が所有する間接所有分10,000株の合計株式数です。なお、公開買付者の関連会社である日本海建興株式会社が所有する10,000株は合算しておりません。

（注2）当社が平成26年11月10日に公表した第101期第2四半期報告書（以下「第101期第2四半期報告書」といいます。）に記載された平成26年9月30日現在の当社の発行済普通株式総数（24,969,993株）から第101期第2四半期報告書に記載された平成26年9月30日現在当社が所有する自己株式数（1,623,426株）を控除した株式数（23,346,567株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいい、以下同様です。

本公開買付けは当社を連結子会社化することを目的とするものであること、及び本公開買付け成立後も引き続き当社株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の上限を4,610,000株（所有割合19.75%。なお、本公開買付けにより当該4,610,000株の買付け等を行った後に公開買付者が所有することになる当社株式（11,696,853株）の所有割合は50.10%。）としたとのことです。

そのため、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の上限（4,610,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行うとのことです。他方、本公開買付けにおいて買付予定数の下限は設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の上限（4,610,000株）以下の場合は、応募株券等の全部の買付けを行うとのことです。

本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針

当社は、公開買付者より、本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針につき、以下の説明を受けております。

(i) 本公開買付けの目的及び背景

公開買付者は、北陸3県及び岐阜県の一部への電気供給を主たる事業としており、公開買付者並びにその子会社16社及び当社を含む関連会社8社で構成する公開買付者グループは、電気事業を核として、電力設備等の保守・運営・管理の事業、建設業、資機材の製造等の事業、不動産管理やサービス業、情報通信事業等を展開しております。

公開買付者グループを取り巻く環境は、国においてエネルギー政策に関する様々な議論とともに電気事業の制度設計に関する詳細な検討が進められており、平成28年度には電力の小売全面自由化が予定されていることから、競争が一層進展する新たな転換期を迎えることとなります。

このような経営環境の中、公開買付者グループは、低廉で良質なエネルギーを安定的にお届けするという社会的使命を果たすとともに、電力の小売全面自由化への準備も着実に進めコスト低減を図るとともに、サービスの充実や業務品質の向上など、あらゆる点において競争力を高めていくことが重要と考えているとのことです。

一方、当社は、昭和19年10月、軍需省から発せられた「電気工事業整備要綱」に基づき、公開買付者の前身である北陸配電株式会社の後援のもと、北陸3県下の主要電気工事業者13社が統合することにより設立されました。当社は、設立以来、北陸地域を中心とし、東京及び大阪等も営業基盤として、電気・空調・給排水・衛生工事の設備全般にわたる設計や施工等の事業を行っております。更に、高度情報化社会・環境重視社会のニーズに対応するため、情報通信・省エネルギー・新エネルギー分野を新たな事業領域に加え、その拡大を目指しております。公開買付者グループにおいては、当社は、公開買付者の送配電設備等に関わる工事を請負施工し、高品質かつ経済的なサービスを提供しており、重要な役割を担っております。また、当社は、会社知名度の向上、社会的信用度の増大、従業員の自覚と志気の高揚等を図ることを目的として、昭和61年11月に大阪証券取引所市場第二部へ上場いたしました。その後、平成2年12月に東京証券取引所市場第二部に上場、平成4年9月に東京証券取引所市場第一部及び大阪証券取引所市場第一部に上場し（大阪証券取引所市場第一部の上場については平成19年9月に廃止）、現在に至っております。

当社においては、かかる事業領域の拡大に向けて、人材育成を図り、技術提案力を高め、新規顧客の開拓を進めるとともに、価格競争の激化に伴う受注価格の低下への対応のため、生産性の向上や徹底的なコストの削減に取り組んでおります。

上記のとおり、電力の小売全面自由化が目前に迫る現在、首都圏を中心に異業種などからの新規参入の動きが活発化しており、今後、全国的な広がりが見込まれる中で、公開買付者グループが引き続き北陸に根ざした企業としてお客さまから選択される企業であり続けるためには、電力の安定供給を図りつつ、エネルギーに関するお客さまの多様なニーズに応えていくことが重要であり、公開買付者グループが一体となり、総合エネルギー事業の展開を強化していく必要があるとのことです。また、今後、公開買付者では、高度経済成長期の昭和30年から40年代に施設した送配電設備が改修時期を迎えることから、建替え等の機能維持工事が大幅に増加していくことが見込まれるため、これら工事量の増加に対して、確固たる施工体制の整備及び効率化を図っていくことが喫緊の課題であるとのことです。

公開買付者は、こうした認識のもと、公開買付者の有するエネルギー事業のノウハウと、当社の北陸地域内外における電気・空調管工事をはじめとする豊富な設備工事実績に基づく高い提案力・技術力を融合することで、これまで以上にお客さまへの最適なソリューションサービスを提供できるものと考えたとのことで、平成26年8月、当社に対して、公開買付者及び当社の企業価値向上に向けた協議を申し入れました。

その後、平成27年1月まで複数回に亘り、両社を取り巻く環境及び経営課題の更なる相互理解及び両社の企業価値向上を目的とした長期成長戦略と諸施策について、協議・検討を進めてまいりましたが、その中で、公開買付者は、公開買付者による当社の連結子会社化を通じて、より強固な資本関係を構築して経営戦略を共有化し、経営資源の相互活用を推進していくことの意義やメリットについて、当社に伝えております。

即ち、当社が公開買付者の持分法適用関連会社から連結子会社となることで、事業の基盤となる経営資源やノウハウ等のこれまで以上の提供及び共有等を通じて、より強固かつ緊密な連携及び広範囲でのシナジーの実現が期待できるところ、より具体的には、公開買付者は、工場やビルにおける電気・ガス・熱などの最適なエネルギー提案に加え、設備の設計、施工、保守や、設備調達から運転まで提供する受託サービスなど、きめ細やかな対応をワンストップで行い、お客さまニーズに的確に応えることが可能になると考えているとのことです。また、公開買付者グループでは、平成30年度運転開始予定の富山新港LNG基地からのLNG販売を推進していくこととしており、LNG供給と当社によるお客さま側のLNG受入設備の施工・保守を一体的に提案する体制を強化することで、より迅速で多様な営業活動が可能となり競争力強化が図れるものと考えているとのことです。更に、公開買付者の送配電設備に関する工事は、現在、当社と北陸の電気工事工業組合及び送電工事業者の協力を得て実施しておりますが、工事従事者の確保が困難になってきている状況下において、今後大幅に増加していくことが見込まれる送配電設備の機能維持工事に対応し、今後とも電力の安定供給を図るためには、こうした協力体制を維持しつつ、当社を中核とする確固たる施工体制の整備及び効率化を進める必要があります。そのためには、公開買付者と当社との間で、要員の確保や効率的な施工等に関する経営戦略を共有化するなど、一層の連携強化を図る必要があると考えているとのことです。

そして、かかる方向性は、当社にとっても、会社知名度の向上や社会的信用度の増大等の上場メリットを引き続き享受しながら、エネルギー事業における公開買付者のノウハウ等をより一層共有することにより、主力である電気設備工事及び空調・管工事等における技術提案力や生産性の向上が図られ、かかる設備工事の売上や事業領域の拡大とともに、価格競争の激化に伴う受注価格の低下へ対応するための体制整備を加速させることが可能となり、その企業価値の向上にとって有益であると考えているとのことです。

当社においても、公開買付者との協議を進める中で、当社が公開買付者の連結子会社となることにより、公開買付者のエネルギー事業のノウハウと、当社の設備工事実績に基づく高い提案力・技術力を融合させることで、これまで以上に、お客さまへ最適なソリューションサービスを提供できると判断いたしました。

具体的には、公開買付者と同様、工場やビルにおける電気・ガス・熱などの最適なエネルギー提案に加え、設備の設計、施工、保守や、設備調達から運転まで提供する受託サービスなど、きめ細やかな対応が可能と考えております。また、公開買付者が予定している富山新港LNG基地からのLNG販売に関して、公開買付者によるLNG供給と当社によるLNG受入設備の施工・保守を一体的に提案する体制を強化することにより、より多様な営業活動が可能となり競争力の強化につながると考えております。更に、今後、公開買付者の送配電設備が改修時期を迎えるに当たり工事量の増加が見込まれるところ、当社が公開買付者の連結子会社となることで、送配電設備の建替え等の機能維持工事などについて公開買付者からの受注機会の増加が見込めること、これにより、現在、工事従事者の確保が困難になってきている状況下において、長期的な観点での要員確保や人材育成を図ることが可能となり、生産性の向上に資すると考えております。

そして、このような技術提案力や生産性の向上は、当社が目指している再生可能エネルギー・省エネ・通信等の周辺分野への事業領域の拡大や、価格競争の激化に伴う受注価格の低下へ対応するための体制整備を加速できると考え、本公開買付けが、今後の当社のさらなる成長・発展と企業価値・株主価値の一層の向上に資するとの認識に至りました。

以上のとおり、公開買付者は、本公開買付けにより当社を公開買付者の連結子会社とすることは、公開買付者グループの持続的な成長・進化の観点から極めて有効と考えるに至り、平成27年1月29日開催の取締役会において、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

なお、上記施策の詳細や追加的な施策については、今後も両社で協議を継続していくとのことです。

() 本公開買付け後の経営方針

公開買付者は、当社が今後も継続して発展していくためには、当社が有する現行の経営方針のもと、独自の文化、経営の自主性・機動性を保持しつつ、新たな課題に自律的に取り組んでいくことが非常に重要であると認識しているとのことです。公開買付者は、本公開買付けの実施後も当社株式の上場を維持する方針であり、当社が公開買付者の連結子会社となった後も、当社には引き続き、その自主的な経営判断に基づき、既存事業の受注拡大や周辺分野への事業領域の拡大、生産性の向上やコスト削減など、これまでの取組みを一層推進していただきながら、公開買付者のノウハウ等の活用を通じてさらなる事業の発展を目指していただきたいと考えているとのことです。

また、本書提出日現在、当社の取締役13名のうち1名（三鍋光昭氏）及び監査役3名のうち1名（矢野茂氏）が公開買付者の役員を兼務しておりますが、公開買付者は、現時点では、当社の役員構成等のガバナンス体制の変更等は考えていないとのことです。現在の経営陣及び従業員は、引き続き事業運営の中核として事業の発展に尽力していくことを予定しております。

なお、本公開買付け後の当社の株券等の取得予定については、下記「(6) 本公開買付け後の株券等の取得予定」をご参照ください。

公開買付者は、本公開買付けにより公開買付者グループの経営基盤を更に強化し、引き続き「皆さまから信頼され選択される北陸電力グループ」を目指していくとのことです。

本公開買付けに関する意見の根拠

当社は、第三者算定機関として山田FAS株式会社（以下「山田FAS」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして弁護士法人北浜法律事務所東京事務所（以下「北浜法律事務所」といいます。）をそれぞれ選任し、本公開買付けの目的、本公開買付け後の経営方針、本公開買付けの諸条件について、公開買付者と複数回に亘る協議・交渉を重ねてまいりました。

当社は、公開買付者との協議における当社の企業価値・株主価値の向上に関する検討、公開買付者の意向、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関である山田FASより取得した株式価値算定書、並びに当社における独立したリーガル・アドバイザーである北浜法律事務所からの助言を踏まえたうえで、平成27年1月29日開催の当社取締役会において、本公開買付けの諸条件、公開買付者グループとのシナジー効果や補完関係等を総合的に考慮し、慎重な協議及び検討を行った結果、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、公開買付者との間でより強固な提携関係を構築することが、当社の企業価値を高め、ひいては株主価値の向上に資するものと判断し、本公開買付けに関して、賛同する旨の決議をいたしました。

また、本公開買付けは当社株式の上場廃止を企図したものではなく、現時点において、本公開買付け後も当社株式の上場が維持される見込みであることから、上記当社取締役会においては、本公開買付け価格が山田FASより取得した株式価値算定書に示された評価額のレンジの範囲内に含まれ、かつ、東京証券取引所における当社株式の市場株価に対して一定のプレミアムが付されていることに照らせば、本公開買付け価格は妥当であると考えられるものの、当社株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、当社株主の皆様のご判断に委ねることをあわせて決議いたしました。

上記当社取締役会では、下記のとおり本公開買付けに関する審議に参加しなかった三鍋光昭氏を除く当社取締役全員が、本公開買付けに賛同する旨及び当社株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、当社株主の皆様のご判断に委ねる旨を全員一致で決議しており、矢野茂氏を除く当社監査役全員が、本公開買付けに関して賛同する旨を決議することに異議がない旨の意見を表明するとともに、当社株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、当社株主の皆様のご判断に委ねることに異議がない旨の意見を表明いたしました。即ち、当社取締役のうち、三鍋光昭氏は公開買付者の代表取締役副社長を兼務しているため、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定において、公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、本公開買付けに関する全ての決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉には参加しておりません。また、当社監査役のうち矢野茂氏は、公開買付者の常務取締役を兼務しているため、同様の観点から、上記当社取締役会における本公開買付けに関する審議には参加しておりません。

(3) 算定に関する事項

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関である山田FASに対して、当社の株式価値の算定を依頼しました。なお、山田FASは、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。

山田FASは、複数の株式価値算定手法の中から当社株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、当社株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行い、当社は山田FASから平成27年1月28日に当社の株式価値に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得いたしました。なお、当社は、山田FASから本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

本株式価値算定書によると、山田FASが採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価法	: 595円～668円
類似会社比較法	: 509円～1,528円
DCF法	: 675円～965円

市場株価法では、平成27年1月27日を算定基準日として、当社株式の東京証券取引所市場第一部における基準日終値668円、直近1ヶ月間の終値単純平均値654円（小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同様です。）、直近3ヶ月間の終値単純平均値621円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値595円を基に、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を595円から668円までと分析しております。

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を算定し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を509円から1,528円までと分析しております。

DCF法では、当社の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、平成27年3月期第3四半期以降に当社が創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を675円から965円までと分析しております。

なお、DCF法による分析に用いた当社の業績見込みにおいては大幅な増減益を見込んでおりません。

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本書提出日現在において当社は公開買付者の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しませんが、公開買付者及び当社は、公開買付者が直接及び間接所有分を合わせて当社株式7,086,853株（所有割合30.36%）を所有して当社を持分法適用関連会社としている状況を考慮し、本公開買付けの公正性を担保する観点から、以下のような措置を実施いたしました。なお、以下の記載のうち、公開買付者において実施した措置については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

公開買付者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格の決定にあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関である野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）に対して、当社の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、野村証券は公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していません。

野村証券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行い、公開買付者は野村証券から平成27年1月28日に当社の株式価値に関する株式価値算定書を取得したとのことです。なお、公開買付者は野村証券から、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

当該株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価平均法	: 595円～668円
類似会社比較法	: 615円～1,530円
DCF法	: 521円～1,504円

市場株価平均法では、平成27年1月27日を算定基準日として、当社株式の東京証券取引所市場第一部における基準日終値668円、直近5営業日の終値単純平均値648円（小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同様です。）、直近1ヶ月間の終値単純平均値654円、直近3ヶ月間の終値単純平均値621円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値595円を基に、当社株式の1株当たりの価値の範囲は、595円から668円までと分析しているとのことです。

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を算定し、当社株式の1株当たりの価値の範囲は、615円から1,530円までと分析しているとのことです。

DCF法では、当社の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、当社が平成27年3月期第3四半期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式の1株当たりの価値の範囲は、521円から1,504円までと分析しているとのことです。なお、DCF法による分析に用いた当社の業績見込みにおいて大幅な増減益を見込んでいない事業年度はないとのことです。

公開買付者は、野村證券から取得した株式価値算定書の算定結果に加え、公開買付者において実施した当社に対する買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社株式の過去1ヶ月間における市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、当社との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成27年1月29日開催の取締役会において、本公開買付け価格を1株当たり850円とすることを決定したとのことです。

なお、本公開買付け価格である1株当たり850円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成27年1月28日の当社株式の東京証券取引所市場第一部における終値696円に対して22.13%（小数点以下第三位を四捨五入。本項において以下同様の箇所は全て同様です。）、平成27年1月28日までの直近5営業日の終値単純平均値660円に対して28.79%、平成27年1月28日までの直近1ヶ月の終値単純平均値656円に対して29.57%、平成27年1月28日までの直近3ヶ月の終値単純平均値623円に対して36.44%及び平成27年1月28日までの直近6ヶ月の終値単純平均値597円に対して42.38%のプレミアムを加えた金額となっているとのことです。

また、本書提出日の前営業日である平成27年1月29日の当社株式の東京証券取引所市場第一部における終値717円に対して18.55%のプレミアムを加えた金額となります。

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、上記「(3) 算定に関する事項」記載のとおり、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関である山田FASに対して、当社の株式価値の算定を依頼しました。なお、山田FASは、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。

当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けに係る当社取締役会の意思決定の過程等における透明性及び合理性を確保するために、公開買付者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーである北浜法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けております。

当社における利害関係を有しない取締役全員の同意及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社は、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」のとおり、当社における利害関係を有しない取締役全員の同意及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見を確認しております。

(5) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

(6) 本公開買付け後の株券等の取得予定

公開買付者は、当社を連結子会社化することを目的として本公開買付けを実施するため、本公開買付けによってその目的を達成した場合には、現時点で、本公開買付け後に当社の株券等を追加で取得することは予定していないとのことです。他方、本公開買付けによって連結子会社化の目的を達成するに至らない場合、公開買付者は、当社と対応方針を協議する予定ですが、具体的な対応方針は現時点では未定であり、現時点で、本公開買付け後に当社の株券等を追加で取得する具体的な予定はないとのことです。

(7) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、本公開買付けは、買付予定数の上限を4,610,000株（所有割合19.75%）として設定しておりますので、本公開買付け後の、公開買付者の当社株式の所有株式数は、最大で11,696,853株（所有割合50.10%）にとどまる予定です。したがって、本公開買付けの成立後も、当社株式は、引き続き東京証券取引所市場第一部における上場を維持する予定です。

4 【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権の数(個)
松岡 幸雄	代表取締役社長		9,565	9
田村 利隆	常務取締役	電力インフラ本部長	40,260	40
村西 欣治	常務取締役	営業本部長	9,016	9
三鍋 光昭	取締役			
羽黒 敏雄	取締役			
鶴谷 之雄	取締役	電力インフラ本部長	9,508	9
辻 正三	取締役	電力インフラ本部長 副本部長	16,498	16
森本 誠一郎	取締役	営業本部長 副本部長	9,785	9
池田 俊彰	取締役	管理部長	7,345	7
本江 博直	取締役	高岡支店長	1,823	1
大西 光雄	取締役	金沢支店長	1,823	1
岡本 誠	取締役	営業本部長代理	1,946	1
谷口 重信	取締役	東京支店長	1,504	1
富田 文男	常勤監査役		10,592	10
矢野 茂	監査役		740	
松本 雅登	監査役			
計	16名		120,405	113

(注1) 所有株式数及び議決権の数は、本書提出日現在のものです。

(注2) 所有株式数及び議決権の数には、それぞれ本書提出日現在の当社の役員持株会を通じた所有株式数(小数点以下切捨て)及びそれらに係る議決権の数を含めた数を記載しております。

5 【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6 【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7 【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8 【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。

以上